

IT(仲介者ガイドライン&デジタルメディア倫理規定)規則 2021 を公表

2021年3月1日
JETRO ニューデリー

2021年2月25日、インド電子・情報技術省(MEITY)は、IT(仲介者ガイドライン&デジタルメディア倫理規定)規則 2021¹を公表した。当該規則は、IT法(2000)第87条(2)に基づき、IT(仲介者ガイドライン)規則(2011)に取って代えられるものである。

なお、当該規則は、MEITYが2018年12月24日付で公表し、パブリックコメントを求めた規則改正案に基づくものである。

また、当該規則の策定にあたり、MEITYと情報放送省(MIB)は、デジタルメディア/OTTプラットフォーム等に加え、ソーシャル・メディア・プラットフォームに関連して、調和のとれた監視メカニズムを導入するため、入念な協議を重ねてきたとのことであり、当該規則の第二部(仲介者によるデューデリジェンス、苦情処理メカニズム)はMEITYが、第三部(デジタルメディア倫理規定・手続き・セーフガード)はMIBが、管理することとされている。²

当該規則には、以下の内容が含まれる。詳細は脚注1より原文を参照されたい。

規則(本文)

第一部(序文)

第二部(仲介者によるデューデリジェンス、苦情処理メカニズム)

- ◆ 仲介者によるデューデリジェンス
- ◆ 仲介者による苦情処理メカニズム
- ◆ 重要ソーシャルメディア(仲介者)が実施すべき追加的なデューデリジェンス
- ◆ ニュース/時事問題に係るコンテンツ関連の仲介者が実施すべき追加的なデューデリジェンス
- ◆ 他の仲介者への通知
- ◆ ルール不遵守

第三部(デジタルメディア倫理規定・手続き・セーフガード)

付録(倫理規定)

別表(コンテンツ分類)

第一部(映画やその他の娯楽番組の分類のためのガイドライン一般)

第二部(ガイドライン関連事項)

以上

¹ https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Intermediary_Guidelines_and_Digital_Media_Ethics_Code_Rules-2021.pdf

² <https://pib.gov.in/PressReleaseDetailm.aspx?PRID=1700749>